

住民基本台帳からの標本抽出実務の現況

企画調査部 島田 剛

輿論科学協会が近年に行った住民基本台帳からの標本抽出の記録から、地方自治体への閲覧申請に必要な資料の内容や、閲覧件数・回数制限等、住民基本台帳の閲覧申請の実務について現況を報告する。

申請の許可後、実際の閲覧・サンプリングの実務において、閲覧時の媒体や台帳上の住民の並び順等、自治体毎でどのような違いがあるのか、地域別、都市規模別に比較し分析した。可能な一部の自治体について9年間の変化を追った。

1. 取りまとめの対象とした期間、自治体数

| 地域 | 自治体数 | 時期 | 備考 |
|--------------------------------|------|-------------------|--|
| 全国（ア＋イ） | 916 | 2016～2024年 | ・期間内に複数回の自治体は、直近年の記録を使用した |
| ア. 県庁所在市 および政令指定都市 | 51 | 2016～2024年の間の毎年 | ・2016年は静岡市、堺市を除く49市 ・2017年は静岡市を除く50市 ・2018年は堺市を除く50市 |
| イ.（ア以外の） 全国の市町村および 東京都区部 | 865 | 2016～2024年の間に1回以上 | ・自治体によっては期間内に複数回 |

住民基本台帳を用いた標本抽出の現況を調べるにあたり、2016年から2024年に当協会が行った抽出作業の記録を取りまとめた。調査主体の違いによって、同じ市区町村でも閲覧申請時の必要書類等、実務上の対応が異なる場合があるため、本稿では委託元が官公庁、地方自治体の調査のみを取り上げた。

9年間に住民基本台帳の閲覧を行った市区町村は916自治体であり、そのうち51自治体が表の「ア. 県庁所在市および政令指定都市」に、865自治体が「イ.（ア. 以外の）全国の市町村および東京都区部」に該当する。

アの51自治体では、2016年から2024年の間に、一部の例外を除いて毎年住民基本台帳を閲覧した。イの865自治体は期間内のいずれかの年に閲覧した市区町村であり、9年間のうちに複数回行った自治体も含まれている。この場合、直近年の記録を用いた。



2. 自治体への閲覧申請

(1) 申請書類

個人情報保護法が施行された2005年4月以降、住民基本台帳の閲覧申請にあたり自治体の審査は厳しくなった。現在、閲覧を申し出る際は表1に記載した9つの資料の提出が必須となっている。

表1 主な閲覧申請書類

1. 閲覧申出書（各自治体所定の様式、または任意の様式）
2. 誓約書（各自治体所定の様式、または任意の様式）
3. 委託元から自治体への閲覧依頼文書の写し
4. 委託契約書の写し（表紙のみ）
5. 調査票の見本
6. 申出者の登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し
7. 申出者のプライバシーポリシー
8. 申出者の個人情報保護に係る認証の登録証の写し
9. 申出者の会社概要

表1で示した9種類の申請書類以外の資料を求める自治体も多数ある（表2）。コピーではなく「登記簿謄本の原本」の提出を求められることは比較的多く、916自治体中46市区町（5.0%）が該当した。

「調査票の見本」以外に、「同調査の過去の結果概要」や実際に郵送調査で使用する「封筒類（発送用封筒、返信用封筒）の見本」の提出が、申請に際し必須とされることもあった。各自治体から求められる資料は様々であるため、多くの市区町村を対象地域とする調査の標本抽出では、閲覧申請書類に誤りや不足がないよう特に注意を払う必要がある。



表2 「主な閲覧申請書類（表1）」以外に提出が必要な資料

| 資料の種類別 | 自治体数 | 該当する自治体 |
|---------------------|------|--|
| 登記簿謄本の原本 | 46 | 北海道(3)、岩手県(1)、宮城県(6)、秋田県(2)、茨城県(2)、栃木県(3)、群馬県(1)、埼玉県(1)、千葉県(5)、東京都(6)、神奈川県(1)、富山県(2)、石川県(1)、岐阜県(2)、愛知県(1)、三重県(1)、京都府(1)、兵庫県(2)、奈良県(1)、高知県(1)、福岡県(1)、佐賀県(1)、鹿児島県(1) |
| 同調査の過去の結果概要 | 6 | 札幌市、岩手県滝沢市、静岡県磐田市、岡山市、高知市、宮崎市 |
| (閲覧者への)委任状 | 4 | 青森県東北町、茨城県牛久市、山形県白鷹町、宮城県気仙沼市 |
| 閲覧者の写真付き身分証のコピー | 7 | 東京都北区、新宿区、豊島区、相模原市、鳥取県湯梨浜町、福岡県筑紫野市、熊本市 |
| 委託元が押印済の申出書、誓約書 | 2 | 栃木県日光市、石川県白山市 |
| 調査の仕様書 | 6 | 栃木県那須烏山市、群馬県伊勢崎市、さいたま市、東京都港区、文京区、滋賀県甲賀市 |
| 契約書の本文写し(表紙のみは不可) | 10 | 青森県弘前市、千葉県浦安市、東京都文京区、杉並区、立川市、あきる野市、富山市、滋賀県甲賀市、神戸市、松山市 |
| (申出者又は閲覧者宛の)返信用封筒 | 17 | 札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、石狩市、福島県いわき市、埼玉県熊谷市、東京都文京区、北区、立川市、堺市、貝塚市、泉南市、大阪狭山市、忠岡町、熊取町、和歌山市 |
| 封筒類(発送用封筒、返信用封筒)の見本 | 3 | 東京都文京区、渋谷区、杉並区 |

「閲覧申出書」や「誓約書」は、自治体所定の様式を用いる場合と、申請者が任意に作成した書式を用いる場合の2つに分かれる。これらの書類の書式と入手方法をまとめたものが表3である。自治体から所定の書類を入手する必要があったのは460件であり、全体の約半数を占めている。460件のうち、自治体ホームページから書式をダウンロードできたものが260件、FAXや郵便、電子メールにより入手したケースは200件であった。916自治体のうち456市区町村では、申請者が任意に作成した書式で閲覧申請が可能である。

表3 「閲覧申出書」および「誓約書」の入手方法

| 全 体 | 自治体の書式あり | | | 自治体の書式なし(任意の書式で申請可能) |
|--------|----------|----------|-------------------|----------------------|
| | 書式あり計 | HPからDL可能 | HPからDL以外(FAX等で入手) | |
| 916 | 460 | 260 | 200 | 456 |
| 100.0% | 50.2% | 28.4% | 21.8% | 49.8% |



閲覧を申し出る際には、閲覧日から逆算して2週間前までに申請書類を自治体に送付することが通常である。表4はそれよりも早く、3週間以上前の書類提出を求めた市町村の一覧である。1ヶ月前の書類送付が必要となる自治体は、青森県鶴田町、茨城県東海村、栃木県高根沢町、東京都八王子市、稲城市、大阪府富田林市と6件あった。

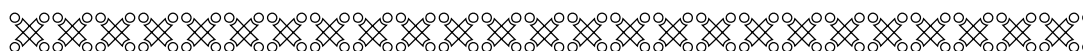
表4 申請書類の提出期限が早い自治体

| No. | 都道府県 | 市町村 | 申請年 | 閲覧日の～日前までに申請書類発送 | No. | 都道府県 | 市町村 | 申請年 | 閲覧日の～日前までに申請書類発送 |
|-----|------|-------|------------|------------------|-----|------|-------|--------|------------------|
| 1 | 北海道 | 北広島市 | 19 | 3週間前 | 16 | 兵庫県 | 神戸市*2 | 16～24 | 約3週間前 |
| 2 | 青森県 | 鶴田町 | 19 | 1ヶ月前 | 17 | 奈良県 | 大淀町 | 20 | 3週間前 |
| 3 | 福島県 | 白河市 | 17, 19, 23 | 3週間前 | 18 | 和歌山県 | 串本町 | 22 | 3週間前 |
| 4 | 茨城県 | 東海村 | 19 | 1ヶ月前 | 19 | 岡山県 | 倉敷市 | 19, 21 | 3週間前 |
| 5 | 栃木県 | 高根沢町 | 18 | 1ヶ月前 | 20 | 徳島県 | 小松島市 | 20, 23 | 3週間前 |
| 6 | 群馬県 | 藤岡市 | 20, 23 | 3週間前 | 21 | 香川県 | 善通寺市 | 17 | 3週間前 |
| 7 | 群馬県 | 大泉町 | 23 | 3週間前 | 22 | 高知県 | 須崎市 | 20 | 3週間前 |
| 8 | 東京都 | 八王子市 | 21～24 | 1ヶ月前 | 23 | 佐賀県 | みやき町 | 20 | 3週間前 |
| 9 | 東京都 | 稲城市 | 21～24 | 1ヶ月前 | 24 | 熊本県 | 菊池市 | 20 | 3週間前 |
| 10 | 神奈川県 | 藤沢市 | 24 | 3週間前 | 25 | 熊本県 | 南阿蘇村 | 20 | 3週間前 |
| 11 | 長野県 | 諏訪市*1 | 20, 24 | 3週間前 | 26 | 鹿児島県 | 日置市 | 20 | 3週間前 |
| 12 | 岐阜県 | 羽島市 | 20 | 3週間前 | 27 | 鹿児島県 | 始良市 | 20 | 3週間前 |
| 13 | 静岡県 | 熱海市 | 17 | 3週間前 | 28 | 沖縄県 | 嘉手納町 | 17 | 3週間前 |
| 14 | 大阪府 | 富田林市 | 18, 22 | 1ヶ月前 | 29 | 石川県 | 内灘町*3 | 16, 22 | 約3週間前 |
| 15 | 大阪府 | 泉南市 | 19, 24 | 3～4週間前 | | | | | |

*1 承認後から2週間以降を閲覧日とする

*2 閲覧する月の前月末までに、閲覧日を予約する

*3 閲覧する月の前月末までに、申請書類必着



(2) 自治体が課す制約

住民基本台帳の閲覧は、役所の業務が繁忙な月曜、金曜を除いた、火曜から木曜に行くことが多い。大方の自治体は1日あたりの閲覧時間を6時間程度としており、他の申出者から予約が入っていないければ、複数日にまたがって閲覧が認められる。

ただし、一部の自治体では様々な制約を課すこともある。閲覧の時間、件数、回数について制限が厳しい市区町村をまとめたものが表5である。近畿圏では閲覧時間が3時間以下の市町が多く、抽出件数が多い場合には1日で作業を終えられないことがある。群馬県みどり市、大阪府茨木市は閲覧件数の制限があり、標本抽出のスケジュール内に作業を完了する見通しが立たなかったため、両市では閲覧を行わなかった。

表5 閲覧の制限が厳しい自治体

| No. | 都道府県 | 市区町村 | 閲覧年 | 条件 | 制限の内容 |
|-----|------|-------|------------|----------------|--|
| 1 | 青森県 | 鶴田町 | 19 | 時間 | 15～17時のみ |
| 2 | 宮城県 | 岩沼市 | 22 | 時間 | 半日（8:30～11:30又は13:30～16:30）を1単位として、月に4単位まで。1日に1単位（半日）まで |
| 3 | 宮城県 | 加美町 | 19 | 時間 | 午前（9～12時）、午後（13～16時）のいずれか |
| 4 | 群馬県 | 藤岡市 | 20, 23 | 時間 | 14～17時のみ |
| 5 | 群馬県 | みどり市 | 16 | 件数 | 1回につき50件まで |
| 6 | 東京都 | 港区 | 18, 21～24 | 時間 | 午前（9～12時）、午後（13～16時）のいずれか |
| 7 | 東京都 | 新宿区 | 19, 21～24 | 時間 | 午前（8:30～11:30）、午後（13～16時）のいずれか |
| 8 | 神奈川県 | 川崎市 | 16～24 | 時間 | 半日（8:30～11:30又は13:30～16:30）を1単位として、月に3単位まで。1日に1単位（半日）まで |
| 9 | 神奈川県 | 藤沢市 | 24 | 時間 件数 回数 | 1単位（9～11:30又は14～16:30）100件まで、月に4単位までの閲覧が可能。1日に2単位（午前午後）の閲覧は不可。 |
| 10 | 山梨県 | 韭崎市 | 20, 24 | 時間 | 14～17時のみ |
| 11 | 京都府 | 大山崎町 | 19, 23 | 時間 | 14～16時のみ |
| 12 | 大阪府 | 堺市 | 17, 19～24 | 時間 | 13:30～16:30の内1時間のみ |
| 13 | 大阪府 | 貝塚市 | 22 | 時間 | 午前（9:30～12）、午後（13:30～16）のいずれか |
| 14 | 大阪府 | 茨木市 | 16 | 件数, 回数 | 1回につき20件まで、1週間に1回まで |
| 15 | 大阪府 | 河内長野市 | 24 | 時間 | 14:30～17のみ |
| 16 | 大阪府 | 東大阪市 | 16, 23 | 時間 | 10～12時、14～16時のいずれか |
| 17 | 大阪府 | 泉南市 | 19, 24 | 時間 | 13～16時のみ |
| 18 | 大阪府 | 大阪狭山市 | 21 | 時間 | 13～16時のみ |
| 19 | 大阪府 | 忠岡町 | 17, 24 | 時間, 回数 | 14～16時のみ、1週間に1回まで |
| 20 | 大阪府 | 熊取町 | 19, 23 | 時間 | 14～16時のみ |
| 21 | 兵庫県 | 太子町 | 19 | 時間 | 13～16時のみ |
| 22 | 兵庫県 | 稲美町 | 18 | 時間 | 14～17時のみ |
| 23 | 兵庫県 | 福崎町 | 17 | 時間 | 13～15時のみ |
| 24 | 奈良県 | 五條市 | 17, 20, 24 | 時間 | 14～17時のみ |
| 25 | 和歌山県 | 和歌山市 | 16～24 | 時間 | 13:30～16:30のみ |
| 26 | 和歌山県 | 有田市 | 18, 21 | 時間 | 13～16時のみ |
| 27 | 和歌山県 | 御坊市 | 23, 24 | 時間 | 13:30～16:30のみ |
| 28 | 島根県 | 安来市 | 19, 23 | 時間 | 14～16時のみ |



3. 住民基本台帳の閲覧・抽出作業

(1) 閲覧時の媒体

かつて2000年前後頃は、各役所に保管されている住民基本台帳の紙媒体の冊子の中から数冊を借り受け、閲覧を行うことが通常であった。2025年の現在では、従来通りの紙の冊子の他に、PC端末の画面や、自治体が申請された条件に即して事前に印刷した用紙（冊子ではない）が用いられる。

標本抽出の管理にあたり、ミスを防止するため、閲覧者には台帳の抽出対象の行に定規をあてて転記するよう指示しているが、PC端末の画面を見ながらではそうしたやり方も困難となる。PC端末の画面の場合も、行ズレによる転記ミスを防止しなければならない。また、自治体が印刷した用紙を閲覧時の媒体とする場合、見にくく分かりづらい書式のために作業効率が落ちることもある。

閲覧時の媒体別に自治体数をまとめたものが表6である。「紙の冊子」が464自治体と全体の約半分で、「自治体が印刷した用紙（冊子ではない）」が383自治体（41.8%）、「PC端末の画面」が69自治体（7.5%）だった。

表6 住民基本台帳の閲覧時の媒体

| 全 体 | 紙の冊子 | PC 端末 の画面 | 自治体が印刷 した用紙（冊 子ではない） |
|--------|-------|--------------|----------------------------|
| 916 | 464 | 69 | 383 |
| 100.0% | 50.7% | 7.5% | 41.8% |



表7は地域別に閲覧時の媒体をまとめたものである。関東、北陸では、紙の冊子がおよそ3分の2以上で、北陸では63自治体のうち55自治体（87.3%）と、他の地域よりも紙の冊子の比率が高い。

北海道・東北、近畿、九州・沖縄は自治体が印刷した用紙が過半数、中国、四国では、紙の冊子と自治体が印刷した用紙が同数である。関東では、PC端末の画面が18.5%を占めているが、その他の地域ではいずれも10%未満であった。

表7 閲覧時の媒体（地域別）

| | 全 体 | 紙の冊子 | PC端末 の画面 | 自治体が印刷 した用紙（冊 子ではない） |
|-------------|---------------|--------------|-------------|----------------------------|
| 1. 北海道・東北地域 | 136 100.0% | 59 43.4% | 6 4.4% | 71 52.2% |
| 2. 関東地域 | 205 100.0% | 135 65.9% | 38 18.5% | 32 15.6% |
| 3. 北陸地域 | 63 100.0% | 55 87.3% | 1 1.6% | 7 11.1% |
| 4. 中部・東海地域 | 137 100.0% | 68 49.6% | 10 7.3% | 59 43.1% |
| 5. 近畿地域 | 104 100.0% | 44 42.3% | 5 4.8% | 55 52.9% |
| 6. 中国地域 | 77 100.0% | 38 49.4% | 1 1.3% | 38 49.4% |
| 7. 四国地域 | 60 100.0% | 30 50.0% | 0 - | 30 50.0% |
| 8. 九州・沖縄地域 | 134 100.0% | 35 26.1% | 8 6.0% | 91 67.9% |
| 合 計 | 916 100.0% | 464 50.7% | 69 7.5% | 383 41.8% |

<地域内訳>

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 1. (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島) | 5. (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山) |
| 2. (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川) | 6. (鳥取、島根、岡山、広島、山口) |
| 3. (富山、石川、福井、新潟) | 7. (徳島、香川、愛媛、高知) |
| 4. (山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重) | 8. (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄) |



閲覧時の媒体を都市規模別にみたものが表8である。政令指定都市・特別区では、PC端末の画面が半数以上を占め、自治体が印刷した用紙は2自治体と少ない。県庁所在市、市部では、紙の冊子が最も多く、5割を超えていた。

町村では自治体が印刷した用紙が53.4%と、紙の冊子の43.8%を上回り、PC端末の画面は283自治体のうち8自治体（2.8%）のみであった。

表8 閲覧時の媒体（都市規模別）

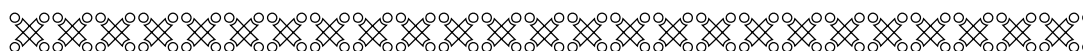
| | 全 体 | 紙の冊子 | PC端末 の画面 | 自治体が印刷 した用紙（冊 子ではない） |
|--------------|---------------|--------------|-------------|----------------------------|
| 政令指定都市・特別区 | 43 100.0% | 19 44.2% | 22 51.2% | 2 4.7% |
| 県庁所在市（政令市除く） | 31 100.0% | 20 64.5% | 4 12.9% | 7 22.6% |
| 市 部 | 559 100.0% | 301 53.8% | 35 6.3% | 223 39.9% |
| 町 村 | 283 100.0% | 124 43.8% | 8 2.8% | 151 53.4% |
| 合 計 | 916 100.0% | 464 50.7% | 69 7.5% | 383 41.8% |

2016～2024年の間に毎年住民基本台帳を閲覧した「政令指定都市、県庁所在市」について、閲覧時の媒体の変化を調べた（表9）。9年間で媒体の変更があった自治体は、大阪市、福岡市、宇都宮市、大分市の4つである。いずれも紙媒体からPC端末の画面へ移行したケースであった。

表9 閲覧時の媒体の変化（政令指定都市、県庁所在市）

| 閲覧年 | 全 体 | 紙の冊子 | PC端末 の画面 | 自治体が 印刷した 用紙（冊子 ではない） | 変更のあった 自治体 |
|------|-----|------|-------------|--------------------------------|---------------|
| 2016 | 49* | 34 | 6 | 9 | |
| 2017 | 50* | 34 | 8 | 8 | 大阪市（自治体印刷→PC） |
| 2018 | 50* | 33 | 9 | 8 | 福岡市（紙の冊子→PC） |
| 2019 | 51 | 32 | 11 | 8 | 宇都宮市（紙の冊子→PC） |
| 2020 | 51 | 32 | 11 | 8 | |
| 2021 | 51 | 31 | 12 | 8 | 大分市（紙の冊子→PC） |
| 2022 | 51 | 31 | 12 | 8 | |
| 2023 | 51 | 31 | 12 | 8 | |
| 2024 | 51 | 31 | 12 | 8 | |

* 2016年は静岡市と堺市、2017年は静岡市、2018年は堺市を含まない。両市とも閲覧時の媒体は「PC端末の画面」である



(2) 台帳上の住民の並び順

住民基本台帳上の住民の並び順は、自治体毎にまちまちで統一されていない。並び順は、「住所順」、「世帯順（世帯番号や世帯主の五十音順）」、「五十音順」、「生年月日順」、「ランダム順」の5つに分けられる。「住所順」は町丁、若い番地、号数順に記載されているため、同一の住所で同じ苗字が並んでいれば、同じ世帯の住民だと推測できる。「五十音順」、「生年月日順」、「ランダム順」では、複数の世帯の住民が順不同に並ぶこととなるので、1世帯につき1人を抽出する調査仕様の場合は、1世帯から複数名をサンプリングしないよう注意しなければならない。

台帳上の並び順ごとに自治体数をまとめたものが表10である。全体の7割近い627自治体は「住所順」であり、「世帯順」は125（13.6%）、「五十音順」は97（10.6%）であった。「生年月日順」、「ランダム順」は少なく、それぞれ10%未満である。

表10 台帳上の住民の並び順

| 全体 | 住所順 | 世帯順 | 五十音順 | 生年月日順 | ランダム順 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 916 | 627 | 125 | 97 | 54 | 13 |
| 100.0% | 68.4% | 13.6% | 10.6% | 5.9% | 1.4% |

表11は台帳上の住民の並び順を地域別にみたものである。北陸を除いた地域では住所順が過半数から8割近くを占める。北陸では住所順が33.3%と少なく、世帯順が41.3%、五十音順が23.8%と他地域と比べて多い。

表11 住民の並び順（地域別）

| | 全体 | 住所順 | 世帯順 | 五十音順 | 生年月日順 | ランダム順 |
|-------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|------------|
| 1. 北海道・東北地域 | 136 100.0% | 100 73.5% | 23 16.9% | 9 6.6% | 4 2.9% | 0 - |
| 2. 関東地域 | 205 100.0% | 154 75.1% | 12 5.9% | 16 7.8% | 19 9.3% | 4 2.0% |
| 3. 北陸地域 | 63 100.0% | 21 33.3% | 26 41.3% | 15 23.8% | 1 1.6% | 0 - |
| 4. 中部・東海地域 | 137 100.0% | 96 70.1% | 16 11.7% | 9 6.6% | 14 10.2% | 2 1.5% |
| 5. 近畿地域 | 104 100.0% | 72 69.2% | 17 16.3% | 10 9.6% | 4 3.8% | 1 1.0% |
| 6. 中国地域 | 77 100.0% | 47 61.0% | 9 11.7% | 13 16.9% | 6 7.8% | 2 2.6% |
| 7. 四国地域 | 60 100.0% | 31 51.7% | 11 18.3% | 14 23.3% | 2 3.3% | 2 3.3% |
| 8. 九州・沖縄地域 | 134 100.0% | 106 79.1% | 11 8.2% | 11 8.2% | 4 3.0% | 2 1.5% |
| 合計 | 916 100.0% | 627 68.4% | 125 13.6% | 97 10.6% | 54 5.9% | 13 1.4% |



住民の並び順を都市規模別にまとめたのが表 12 である。

どの都市規模の自治体でも、住所順が多くを占める。政令指定都市・特別区では、住所順が 88.4%と大半で、生年月日順とランダム順の自治体はなかった。市部と町村では、住所順が主流であるが、市部で 76（13.6%）、町村で 45（15.9%）の自治体が世帯順で、政令指定都市・特別区、県庁所在市と比べて多くなっている。

表 12 住民の並び順（都市規模別）

| | 全 体 | 住所順 | 世帯順 | 五十音順 | 生年月日順 | ランダム順 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|-------------|------------|------------|
| 政令指定都市・特別区 | 43 100.0% | 38 88.4% | 2 4.7% | 3 7.0% | 0 - | 0 - |
| 県庁所在市(政令市除く) | 31 100.0% | 23 74.2% | 2 6.5% | 1 3.2% | 4 12.9% | 1 3.2% |
| 市 部 | 559 100.0% | 367 65.7% | 76 13.6% | 68 12.2% | 40 7.2% | 8 1.4% |
| 町 村 | 283 100.0% | 199 70.3% | 45 15.9% | 25 8.8% | 10 3.5% | 4 1.4% |
| 合 計 | 916 100.0% | 627 68.4% | 125 13.6% | 97 10.6% | 54 5.9% | 13 1.4% |

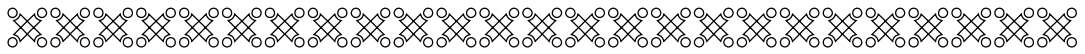


2016～2024年の間に毎年住民基本台帳を閲覧した「政令指定都市、県庁所在市」について、台帳上の並び順の変化を調べた（表13）。51自治体のうち、9年間で並び順に変化があったのは津市のみであり、2023年に五十音順から住所順に変更されている。

表13 住民の並び順の変化（政令指定都市、県庁所在市）

| 閲覧年 | 全体 | 住所順 | 世帯順 | 五十音順 | 生年月日順 | ランダム順 | 変更のあった自治体 |
|------|-----|-----|-----|------|-------|-------|--------------|
| 2016 | 49* | 35 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2017 | 50* | 36 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2018 | 50* | 36 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2019 | 51 | 37 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2020 | 51 | 37 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2021 | 51 | 37 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2022 | 51 | 37 | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| 2023 | 51 | 38 | 4 | 4 | 4 | 1 | 津市（五十音順→住所順） |
| 2024 | 51 | 38 | 4 | 4 | 4 | 1 | |

* 2016年は静岡市と堺市、2017年は静岡市、2018年は堺市を含まない。両市とも並び順は「住所順」である



まとめ

地方自治体に住民基本台帳の閲覧を申し出るにあたっては、表1に示した「主な閲覧申請書類」を必ず提出している。およそ9割の自治体では、「主な閲覧申請書類」以外を求められることはないが、調査主体が官公庁、地方自治体であっても、1割程度の自治体では、必要な資料が増えるので、慎重に閲覧申請を行わなければならない。

また書類の提出期限や、閲覧の時間帯、件数等に制限を課す自治体もある。スケジュール内に業務を完了できるよう標本抽出管理の計画を立てることが重要である。

住民基本台帳の閲覧時の媒体は、自治体により3種類に分かれる。紙の冊子が51%、自治体が印刷した用紙が42%、PC端末の画面が8%である。政令指定都市・特別区では、最も閲覧、抽出作業がやりにくいPC端末の画面が51%と、他の都市規模に比べて比率が高い。画面を見ながら調査対象をサンプリングする際には、行ズレによる転記の誤り等のミスの防止や作業の効率化のための工夫が必要である。

台帳上の住民の並び順も自治体によって異なっている。住所順が68%、世帯順が14%、五十音順が11%、生年月日順が6%、ランダム順が1%である。複数の世帯の住民が順不同に並ぶ「五十音順」、「生年月日順」、「ランダム順」では、1世帯から1人を抽出する場合、1つの世帯から複数名をサンプリングしないよう、十分注意して作業を行う必要がある。

(しまだ・つよし)